

## 柳井市柳井金魚ちょうちん貸出し要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、柳井市（以下「市」という。）の柳井金魚ちょうちんを市内外に広くPRし市の観光振興を図ることを目的とし、市が所有する柳井金魚ちょうちんの貸出しについて定めるものとする。

### (柳井金魚ちょうちんの区分)

第2条 貸出しをする柳井金魚ちょうちんは、屋内用と屋外用に区分して貸し出すものとする。

### (貸出しの対象)

第3条 貸出しの対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の観光振興に寄与する企業及び団体
- (2) 市の観光振興に寄与する事業を主催する企業及び団体
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めたもの

### (貸出しの承認)

第4条 柳井金魚ちょうちんの貸出しを受けようとする者は、柳井金魚ちょうちん借用申請書（別記様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

### (貸出しの制限)

第5条 市は、次の事項に該当する場合は貸出しを認めない。

- (1) 市の行事又は事務に支障があるとき。
- (2) 破損又は紛失するおそれがあると認めたとき。
- (3) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。
- (4) 特定の宗教団体及び政党の活動に利用するおそれがあると認めたとき。
- (5) 転貸を目的とするとき。
- (6) その他市長が不適當と認めたとき。

### (貸出個数)

第6条 貸出個数は、1回につき60個を上限とする。ただし、事業の目的、内容により市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

### (貸出期間及び返却)

第7条 貸出期間は、1か月以内とする。ただし、事業の目的、内容により市長が特に必要と認めたときは、貸出期間を延長できるものとする。

2 市が返却を求めたときは、直ちに応じなければならない。

### (留意事項及び報告)

第8条 貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）は、次の事項に努めるものとする。

- (1) 別途市が用意する短冊を柳井金魚ちょうちんに吊るすなど、市のPRを行う。
- (2) SNS等の情報媒体を通じて「井柳井金魚ちょうちん」等の名称を使用して情報発信を

行う。

2 借用者は、返却の際に実績について写真等を添えて市に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 貸出しは、無料とする。ただし、貸出しに係る諸費用は、すべて借用者の負担とする。

(弁償)

第10条 借用者は、故意又は過失により破損又は紛失した場合は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。